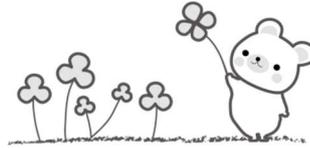


補装具費の申請に必要なもの

- ① 申請書（本人またはご家族の記入）
- ② 医師意見書（病院に依頼）
- ③ 見積書（業者に依頼）
- ④ 処方せん（業者に依頼）
- ⑤ マイナンバーカード

☆①、②、④の様式は障がい福祉課にあります。

☆修理時の申請は、①と③のみの提出で結構です。



すべての補装具には基準額と耐用年数(使用年限)があります。大切にお使い下さい。なお、修理対応もありますので、必要時にはお問合せ下さい

申請時に聞き取りをさせていただきます。お時間が少しかかりますのでご了承下さい。

補装具費の自己負担について

18才未満

所得制限・自己負担ともにありません

18才以上

本人または配偶者の所得を確認

課税

(市所得割46万円以上)

制度対象外
交付できません

課税

(市所得割46万円未満)

基準額内の
1割負担
(上限 37,200 円)

非課税

自己負担なし

基準額を超える分は自己負担です。ご注意ください。

☆「所得割」の確認は、世帯(18才以上は本人 or 配偶者)の中で最も多い方で判断します。

☆確認する所得は、前年分(1~6月は前々年分)です。

近江八幡市役所 障がい福祉課
(Tel) 31-3711